

川崎市スポーツセンター等の大体育室等の全面利用申請に伴う抽選に関する要綱

(目的)

第1条 川崎市スポーツセンター条例施行規則第7条第2項、川崎市とどろきアリーナ条例施行規則第7条第2項、川崎市スポーツ・文化総合センター条例施行規則第7条第2項に関して、指定管理者が特別な理由があると認める利用申請の取扱いについて基準を定めることにより、効果的な生涯スポーツ振興と市民利用の確保について寄与することを目的とする。

(抽選)

第2条 次表のスポーツセンター等（以下、「館」という。）の各施設の全面利用における申請にあたっては、各館で抽選により利用申請者を決定することとし、抽選参加者の中から当選者に利用許可の申請の権利を付与するものとする。

館名	施設名
スポーツ・文化総合センター	大体育室、弓道場
幸スポーツセンター	大体育室
とどろきアリーナ	メインアリーナ、サブアリーナ
高津スポーツセンター	大体育室
宮前スポーツセンター	大体育室
多摩スポーツセンター	大体育室、アーチェリー練習場
麻生スポーツセンター	大体育室

2 抽選方法については、市と協議のうえ、指定管理者が決定するものとする。

(抽選参加条件)

第3条 前条の抽選には、利用しようとする施設が発行した抽選参加グループカード（以下「グループカード」という。）及びその他必要な書類等を持参した代表者又は構成員が参加できるものとする。

(グループカードの発行)

第4条 グループカードは、次の各号の要件を満たす場合に、グループの代表者からの申請に基づき、各館で発行するものとする。

- (1) 5名以上のグループであること。
- (2) グループの代表者及び構成員全員が、川崎市公共施設利用予約システムの個人登録を行っており、有効期限内の利用者カードを持っていること。
- (3) 代表者は、市内在住、在勤、在学のいずれかであること。また、代表者を含むグループの構成員の半数以上が、市内在住、在勤、在学のいずれかであること。

(4) 代表者及び構成員は同一館の他のグループの代表者又は構成員でないこと。

2 グループカードには、次の各号の内容を記載するものとする。

(1) 各館で付番したグループカードの登録番号

(2) グループの名称

(3) 代表者の川崎市公共施設利用予約システムの利用者番号

(4) グループカードの有効期限

(5) 発行した館の名称

(6) 発行日付

3 登録情報の変更(構成員の追加登録がある場合を除く)又はグループカードの紛失があった場合は、第6条に規定する廃止の手続きを経た上で新たなグループカードの発行を申請するものとする。また、有効期限内に新たなグループカードの発行を申請する場合は、第6条に規定する廃止の手続きを経た上で行うものとする。

(グループカードの有効期限)

第5条 グループカードは、新規発行日から3年が経過した同月末日を有効期限とする。

(グループカードの廃止)

第6条 グループカードの廃止があった場合は、グループカードを発行した館で必要な手続きを行うものとする。

(委任)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市民文化局長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第4条に定めるグループカード発行に関する事項は、令和4年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年11月2日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の要綱の規定により発行されたグループカードについては、改正後の規定にかかわらず、施行日以後引き続き使用することができる。